

令和元年第 10 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和元年 8 月 20 日
 担当部・課：建設部住宅課〔内線 5752〕

① 件 名									
半島沿岸部における市営住宅の単身者の入居要件の緩和について									
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）									
<p>【背景】 半島沿岸部の河北地区、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に規定する過疎地域（旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の地域）に指定されており、同地域に整備された市営住宅は同居親族要件を満たすものとみなし単身者の入居要件が緩和されており、60 歳以下の単身者等の入居が認められている。</p> <p>一方、半島沿岸部でも旧石巻市荻浜地区は過疎地域に指定されておらず、隣接する過疎地域（旧牡鹿町）と同等の住環境にも関わらず単身者の入居が制限されている。</p> <p>【目的】 特に高齢化が進んでいる半島沿岸部において過疎地域と同様に荻浜地区の単身者の入居要件を緩和することにより、空き住戸を解消し地域の活性化を図るもの。</p>									
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性									
<p>【根拠法令】</p> <p>(1) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） (2) 石巻市営住宅条例（平成 17 年条例第 273 号） (3) 石巻市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 218 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>									
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）									
<p>平成 24 年 4 月 地方分権一括法により公営住宅法の一部改正（同居親族要件の廃止等） 令和 元年 6 月 関係部との協議</p>									
⑤ 主な内容									
<p>市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の一部を以下のとおり改正し、過疎地域に隣接し過疎地域と同等の住環境にあり民間賃貸住宅の供給がない荻浜地区（荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦）に整備された市営住宅については他の過疎地域と同様に同居親族要件を満たすものとみなし単身者の入居要件を緩和する。</p> <p>【入居要件のうち関連部分】 市営住宅条例附則第 9 項（要約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域及び市長が規則に定める地域に存する市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。</td> <td>過疎地域の市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>市営住宅条例施行規則第 4 条の 5（追加）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例附則第 9 項に規定する地域は、<u>荻浜地区（荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦）とする。</u></td> <td>（追加）</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	現行	過疎地域及び市長が規則に定める地域に存する市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。	過疎地域の市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。	改正後	現行	条例附則第 9 項に規定する地域は、 <u>荻浜地区（荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦）とする。</u>	（追加）
改正後	現行								
過疎地域及び市長が規則に定める地域に存する市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。	過疎地域の市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。								
改正後	現行								
条例附則第 9 項に規定する地域は、 <u>荻浜地区（荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦）とする。</u>	（追加）								
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）									
<p>応募倍率の低い荻浜地区の市営住宅について単身者の入居要件を緩和することにより、空き住戸を解消し地域の活性化が期待される。</p>									

<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>女川町 全町において同居親族要件を緩和し単身者の入居を認めている。(平成29年12月25日施行)</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和元年9月 市議会第3回定例会に市営住宅条例の一部改正について提案(施行予定年月日:令和元年10月1日) 市営住宅条例施行規則の一部改正(施行予定年月日:令和元年10月1日)</p>
<p>⑨その他</p>
<p>(参考)</p> <p>過疎地域等においては民間で供給される賃貸住宅が少なく、若者の人口流出などの問題を解消するために公営住宅を有効に活用し地域の活性化を図るために、公営住宅法の例外的な取り扱いとして同居親族要件の緩和が規定されていた。</p> <p>平成24年4月に交付された地方分権一括法を受け公営住宅法の一部が改正され、地域の実情に応じた入居を可能とするために同居親族要件は廃止され条例に規定することとされた。</p> <p>本市においては、単身者を新たに入居資格者として入居対象の範囲を拡大した場合、高齢者等の真に住宅に困窮する世帯の入居機会が狭められることとなることから、単身者については同居親族要件により入居の制限を継続し、従来どおり「過疎地域」においてのみ要件緩和することとしていた。</p>